

東広島市監査公表第4号

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和5年度下半期に定期監査等を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和6年3月28日

東広島市監査委員 重 河 格
同 五 丁 和 夫
同 坂 元 百合子
(公 印 省 略)

令和5年度（下半期）財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

対象法人等	シナジー・五輪グループ共同企業体	監査区分	指定管理者
対象事業・施設等	東広島市火葬場等 (ひがしひろしま聖苑、黒瀬斎場、豊浄苑、河内斎場、安芸津斎場、ひがしひろしま墓園)		
所管部局	生活環境部 環境先進都市推進課		
対象期間	令和5年度（令和5年9月末現在）		

第2 監査の実施期間

令和5年11月15日から令和6年3月21日まで

第3 監査の着眼点

指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

所管部局が行う公の施設の管理業務に係る事務の執行等が法令に適合し正確であるか、指定管理者に対する指示・監督が適切に行われているか。

第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員等からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、次のとおり事務の一部に改善を要する事項が認められたため、必要な措置を講じ、適正な事務処理に改められたい。

なお、その他の事務については、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。

生活環境部 環境先進都市推進課

所管部局が行う公の施設の指定管理に係る事務

- (1) 令和4年度指定管理料を増額するに当たり、年度別協定書のみを変更し、基本協定書に定める指定管理料の上限額を変更していなかった。

所管部局は、制度所管課が示すガイドライン等に基づき、適正な事務処理に改められたい。

- (2) ひがしひろしま聖苑で発生した給水管の漏水について、発覚から修繕まで時間を要したことにより、多額の水道料金を指定管理料で負担していた。

所管部局は、施設の適正な管理に向け、指定管理者に対し必要な指導を行われたい。

第6 監査意見

所管部局が行う公の施設の指定管理に係る事務において、令和4年度指定管理料を増額したことにより、指定管理料の総額が基本協定書に定める上限額を超える見込みとなったにもかかわらず、基本協定書を変更していないという不適切な事務処理が見受けられた。協定書は、施設を適正かつ円滑に管理するための基本となるものであることから、所管部局におかれては、制度所管課が示すガイドライン等に基づき、適正な事務処理に改めていただきたい。

また、この度の監査で、ひがしひろしま聖苑の敷地に布設した給水管で漏水が発生し、修繕まで1年以上を要したことにより、多額の水道料金を指定管理料で負担していたことが判明した。漏水箇所の特定に時間を要したとのことであるが、所管部局及び指定管理者の取組や連携体制が、迅速な問題解決を目指すために十分であったのか疑問が残る。

施設の管理に当たっては、所管部局、指定管理者が、それぞれ自らの職責を適切に果たす必要があり、市は、施設の設置者として最終的な責任を負う立場にある。所管部局におかれては、施設の現状を把握するよう努めるとともに、指定管理者に対し必要な指導を行っていただきたい。

令和5年度（下半期）財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

対象法人等	JTB・NHKアート・日本管財共同企業体	監査区分	指定管理者
対象事業・施設等	東広島芸術文化ホール		
所管部局	生涯学習部 文化課		
対象期間	令和5年度（令和5年11月末現在）		

第2 監査の実施期間

令和6年1月19日から令和6年3月21日まで

第3 監査の着眼点

指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

所管部局が行う公の施設の管理業務に係る事務の執行等が法令に適合し正確であるか、指定管理者に対する指示・監督は適切に行われているか。

第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員等からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、次のとおり事務の一部に改善を要する事項が認められたため、必要な措置を講じ、適正な事務処理に改められたい。

なお、その他の事務については、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。

JTB・NHKアート・日本管財共同企業体

指定管理者が行う協定等に基づく義務の履行

市有備品である楽器について、貸出状況を把握していないものがあった。また、指定管理業務において購入した市有備品を一覧表に記録していなかった。

基本協定等に基づき、適正な事務に改められたい。

第6 監査意見

東広島芸術文化ホールの指定管理業務において、平成30年3月に返却予定であった楽器が未だ返却されておらず、貸出期間満了後もその所在が把握されていないものがあった。また、指定管理業務において購入した市有備品について、備品の一覧表が整備されておらず、取得等の記録がされていなかった。

市民共有の財産である市有備品は、その使用や保管状況等について適切な管理が求められており、基本協定書等においても、一覧表を備え、異動を記録し、使用状況等を把握することとされている。

備品を適切に管理するためには、台帳の整備が必要不可欠である。特に芸術文化ホールには膨大な数の市有備品が存在することから、数量、使用場所、使用状況等を随時、把握できるよう速やかに備品台帳を整備するとともに、備品の確認状況等を定期的に報告するなど、適正な運用に取り組んでいただきたい。

令和5年度（下半期）財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

対象法人等	株式会社イズミテクノ	監査区分	指定管理者
対象事業・施設等	東広島市立美術館		
所管部局	生涯学習部 文化課		
対象期間	令和5年度（令和5年11月末現在）		

第2 監査の実施期間

令和6年1月19日から令和6年3月21日まで

第3 監査の着眼点

指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

所管部局が行う公の施設の管理業務に係る事務の執行等が法令に適合し正確であるか、指定管理者に対する指示・監督は適切に行われているか。

第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員等からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、事務は、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。なお、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。